

## 令和5年度 第4回山梨県公共事業評価委員会

1 日時：令和5年10月11日（水）13:30～15:00

2 場所：山梨県防災新館 403・404 会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）石平博、岡村美好、斉藤成彦、辻千鶴、平松晋也、宮川雅至、渡辺たま緒（50音順）

（県）治山林道課、耕地課、道路整備課、砂防課、都市計画課

（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土整備総務課職員

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

### 1. 開会

(1) 委員長あいさつ

### 2. 議事

議事録のページ

(1) 資料の確認

P2

(2) 小委員会からの報告について

P2

(3) 評価基準値の時点修正について

P2

(4) 説明簡略化案件について

P2

(5) 調書修正箇所説明

事後1 林政 林道事業 林道塩平徳和線（西区間）

P2

再 1 林政 林道事業 林道大松沢線

P2

(6) 審議対象箇所の事業説明

再 8 県土 道路事業 国道140号（新山梨環状道路・東部区間Ⅱ期）

P2

事前2 県土 道路事業 (主)甲府中央右左口線（メロ通り2号線工区）

P3

事前3 県土 道路事業 (主)甲府笛吹線（蛍見橋）

P4

事前4 県土 街路事業 (都)和戸町竜王線（検察庁南工区）

P5

事前5 農政 農地整備事業 八幡東

P6

再 9 県土 砂防事業 国見沢

P7

再10 県土 砂防事業 倉見下沢－1

P8

### 3. 閉会

## 6 議事概要

### (1) 資料の確認

事務局より説明を行い、出席委員により確認された。

### (2) 小委員会からの報告について

事務局より説明を行い、出席委員により承認された。

### (3) 評価基準値の時点修正について

道路整備課より説明を行い、出席委員により承認された。

### (4) 説明簡略化案件について

事務局より説明を行い、出席委員により承認された。

### (5) 調書修正箇所説明

治山林道課より説明を行い、出席委員により確認された。

### (6) 審議対象箇所の事業説明

## <再評価事業>

### 再8 県土 道路事業 【国道140号（新山梨環状道路・東部区間Ⅱ期）】

#### （質疑応答）

○委員：全体の8割が橋梁である事から、杭基礎の延長増が影響しコストが高くなるという話であったが、橋梁の部分と盛土の部分での色分けの図面が説明資料では出ていたので、それを調書にも入れていただければと思う。

●道路整備課：調書に図面を追加させていただく。

○委員：80%程が橋梁ということは、軟弱地盤であれば基礎構造が高額となり、事業費が高くなってしまふのは明らかである。この様な事業では、例えばルートを少し変更し軟弱地盤を避けることによって事業費が減となるというような検討はやっていないか。

●道路整備課：当初の計画では、ほとんどの区間を盛土構造とし検討していたが、地元との協議に伴い、笛吹川氾濫の水害等について詳細に検討した結果、盛土から高架構造に変更となっている。

○委員：今後新しい事業をやるときには、住民の意向調査等をまずやってもらい、手戻りがないような事業の進捗を目指してほしいと思う。

●道路整備課：今後の参考にさせていただく。

○委員：杭長が当初設計で10mだったのが実際に調査したら40mということであったが、既設の区間にも橋梁部があり、こちらは10mで問題ないか。

●道路整備課：I期区間についても橋梁構造があるが10mで問題ない。こちらを参考にII期区間も想定し計画している。

○委員：II期区間の計画をするときにボーリング調査とかの調査は行っていないのか。

●道路整備課：事業の計画を立てる段階では、まだ地質調査などを行っていなかった。

○委員：ほかに何か参考にするようなデータがこの辺りにはなかったのか。

●道路整備課：国土地理院に登録されている地質状況等のデータ等も参考にはしたが、橋梁基礎位置での参考となる地質調査のデータがなかったため、I期区間のデータを参考にした。

○委員：この案件だけではなく、事業が長引く原因として一番多いのは用地取得であり、その次に思いも寄らなかった地質の軟弱化等が大部分だと感じる。そのようにならないために、どのような調査を事前にやっておけばいいかということを考えてもらいたい。

●道路整備課：今後の参考とさせていただく。

○委員：費用対効果分析のところで、交通事故減少が着手時点と比べ半分になっているが、これが減っているのはなぜか。

●道路整備課：交通事故減少便益の一番大きな要因となるのが大型車交通量の増減である。当初の時点と今回の評価時点で推計交通量の変更・更新があり、前回評価時よりも山梨県発着の大型車交通量が減ったことにより便益が減少したことが考えられる。

○委員長：この事業に関しては継続として良いと判断するが、よろしいか。

○委員：異議無し

<事前評価事業>

## 事前2 県土 道路事業 【(主) 甲府中央右左口線 (メイン通り2号線工区)】

### (質疑応答)

○委員：前回評価時点ではスマートインターチェンジとメイン通りを一体化して考えられていたが、事業主体がいくつかに分かれており、それぞれの進捗が異なるということで、今回は事業を分割しメイン通りを先行して進めることとなったということによろしいか。

●道路整備課：その通りである。

○委員：交通量の予測で約1万4,000台という予測がされていたが、それはリニアが開業したらという前提か。

●道路整備課：その通りである。また、スマートインターチェンジの開業に関しても推計に入っており、スマートインターチェンジだけであると約8,000台を想定している。リニアの駅を利用される方がその予測にプラスされるということで、約1万4,000台という予測になっている。

○委員：今の見通しだと、このメイン通りが一番最初に完成するのか。

●道路整備課：スマートインターチェンジとメイン通りのタイミングを合わせていくことになる。

○委員：事業の内容はよく理解できたが、本事業区間は平成26年に一度事前評価を受けており、既に一部については前回の評価にて事業実施が決定し進捗があると思うので、その部分についてはこのメイン通りの事業をやりながら、あるいは全体が終わってからでも構わないが、何らかのかたちで評価を受けるよう検討いただきたい。

●道路整備課：承知した。担当課としては、北側の広場整備計画が固まってきたところで再度整理をさせていただきたいと考えている。

○委員：平面では添付資料シート(1)(2)のイメージであるが、立体だとどのような感じに、どこがどうつながるのかというのが見やすいと思う。

●道路整備課：平面の図面では本当に分かりづらいところであり、今後北側の整備についての地元説明に入っていくところあるが、そこで分かりやすい立体的な映像のようなものを用意しているところである。本来、ここでその資料がお見せできればよかったが、間に合っていない状況である。

○委員：一般の方は我々以上に平面の図面ではわかりにくいと思うので、是非立体的なもので説明していただきたい。

●道路整備課：承知した。

○委員長：本事業については実施という判断でよろしいか。

○委員：異議無し。

### 事前3 県土 道路事業 【(主) 甲府笛吹線(蛭見橋)】

#### (質疑応答)

○委員：今回、架け替えということで費用便益比は算出なしとあるが、旧道とのつながり、橋詰の道路との交差点等はこの事業には入らないのか。

●道路整備課：接続については今回の事業に入っている。

○委員：その場合、架け替え事業ではあるが道路もある程度含まれているところで、その辺りの効果が見えにくいと感じた。

●道路整備課：実際に数値で出すことも可能であり、橋梁自体は300m弱ほどで全体では900mほどある。幅員も広がるため便益もかなり上がってくる。

○委員：副次的にそういう効果があるのであれば、何らかの形でそういうのも載せてもよいかと感じた。

●道路整備課：参考にさせていただく。

○委員長：本事業については実施という判断でよろしいか。

○委員：異議無し。

#### 事前4 県土 街路事業 【(都)和戸町竜王線(検察庁南工区)】

##### (質疑応答)

○委員：4車線から2車線になる所は、写真を見ると左折専用レーンがあり2車線につながっていくのかという感じがするが、今回の整備で4車線になり交差点の処理はどのような形になるか。

●都市計画課：こちらは既に整備済みの範囲だが、こちらは左折ではなく直進2車線で右折レーンが1車線できる予定となっている。

○委員：整備済みの所も車線を変更するという事か。

●都市計画課：その通りである。これは暫定形で今は少し絞った供用にしており、完成形はまた変わってくる。

○委員：調書3ページの未整備区間の所についていつごろ着手する計画なのか。

●都市計画課：甲府市と協議中であるが、令和7年度から事業着手できるよう調整をしており、同じタイミングで供用できるように協議中である。

○委員長：本事業については実施という判断でよろしいか。

○委員：異議無し。

**事前5 農政 農地整備事業 【八幡東】****(質疑応答)**

○事務局：この案件について、本日欠席の委員からメールでご意見を伺っており、その件について事務局から報告させていただく。

○事務局：調書2枚目の左下に区画整理、農道、用排水路とあり、区画整理の部分の右側に「耕作放棄地が点在し」という言葉が入っているが、耕作放棄地の解消の具体的なイメージが調書にないというのが1点目である。

2点目については、最後のページ左上の農道のところに計画断面を幅員4mと記してあるが、すれ違いを可能にするということであれば、全線の整備ではなく待避所の整備などではいかがかというご指摘をいただいている。

以上の2点について担当課より回答をさせていただく。

●耕地課：まず耕作放棄地の解消について、本地区の区画整理については狭小で不整形な農地の拡大や傾斜の緩和を図ることで、農作業の効率化や担い手への農地集積を進めることを主要な目標としている。そのため、調書2ページ目の左下、必要な整備内容とその根拠に記載の文章は、農作業の省力化や農地集積・集約化を図ることを主な目的とし、担い手への農地集積が進んでいない小区画で不整形な農地や点在する耕作放棄地を整備範囲の対象とした、という趣旨で記載したものであるが、委員のご指摘のとおり耕作放棄地を解消することが目的であると誤解されるような表現に一部はなっているように思われるため、調書記載の文章について検討し修正させていただく。

次に2点目の調書4ページ目の農道の幅員についてである。調書4ページ目に示している農道の計画断面である4mについては、農林水産省が定める土地改良設計基準「農道」から決定しており、軽トラックと防除作業車がスムーズにすれ違いができる必要な幅員としている。果樹地帯の繁忙期においては、枝や葉が生い茂る中で見通しの悪い畑の間を農作業車両が行き来しており、移動や輸送の効率も悪く、運転の安全面においても危険な状態が見受けられ、精神的な部分でも農家への負担は大きい状況にある。

それらの地域の現状を改善するためには所々の待避所という整備では不十分であり、幅員4mは移動や輸送の効率を図る上で必要不可欠なものと考えている。

○委員：事業範囲内で区画整理の色の塗ってある所があり点在しているように見えるが、その理由は、先ほどの耕作放棄地や担い手がない所を優先的に実施するからか。

●耕地課：その通りである。

○委員：黄色に着色されている区画整理以外の受益地については、まだ比較的小さい所が残って

しまうのか。

●耕地課：既に一定の規模を有している農地であったり、土地の所有者の意向等を踏まえて整備内容を決定している。

○委員：用排水路が青い線であるが、破線はどういう意味か。

●耕地課：今回の整備範囲については実線の箇所になり、破線部分は上下流の用水系統を示している。

○委員：この事業を実施することによる受益者は何人ぐらいか。

●耕地課：この地域全体で約200名となる。

○委員長：本事業については実施という判断でよろしいか。

○委員：異議無し。

<再評価事業>

## 再 9 県土 砂防事業 【国見沢】

### (質疑応答)

○委員：特別警戒区域が解消されるというのは、施設完成によって土砂は全部カットできるということでしょうか。

●砂防課：今回の施設が完成することにより、計画されている土砂流出量はここで受け止められる。

○委員：では、残るのはイエローゾーンだけだということでしょうか。

●砂防課：その通りである。

○委員：費用便益比について、着手時点では3.1だったものが変更計画時点で1.4と半分以下になっているのはなぜか。

●砂防課：確認し後日回答させていただく。

○委員長：この事業に関しては継続として良いと判断するが、それでよろしいか。

○委員：異議無し

## 再10 県土 砂防事業 【倉見下沢-1】

### (質疑応答)

○委員：流域面積はどのくらいか。

●砂防課：0.05km<sup>2</sup>である。

○委員：これは無流水溪流という扱いになりますか。

●砂防課：計画上無流水溪流にはなっていない。

○委員：無流水溪流扱いにすることで簡易な工法となり、費用が大きく下がる。国の方で2年ほど前に委員会で作った基準があり、今後はそれを参考にさせていただいたらよいかと思う。

●砂防課：承知した。補足だがここは過去に土砂が流出したという経緯がある。また、無流水溪流についても県内でもいくつか検討をし始めたところもあり、また事例等が出てきたところでご紹介できればと思う。

○委員長：この事業に関しては継続として良いと判断するが、それでよろしいか。

○委員：異議無し